市町村議会で議決した意見書（平成25年９～10月議決分）

平成25年11月8日現在

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成25年９月20日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 **【件　　　名】過労死防止基本法の制定を求める意見書** 「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀がたとうとしている。過労死が労災であると認定される数はふえ続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がる一方で、減少する気配はない。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くしがたいものがあり、また、真面目で誠実な働き盛りの労働者が過労死・過労自殺で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失と言わなければならない。 労働基準法は、労働者に週40時間・一日８時間を越えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、当該規制は十分に機能していない。 昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではない。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面がある。 このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。 よって、国におかれては、上記の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を１日も早く制定するよう強く要望する。 記 １　過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。 ２　過労死をなくすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。 ３　国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、財務大臣、社会保障・税一体改革担当大臣 **【件　　名】年金削減中止を求める意見書** 平成 24 年に国会は 2.5%年金削減法を含む国民生活に直結する重要法案を成立させたが、年金 2.5%削減が実施されれば、高齢者の生活を圧迫することが危惧される。 年金は、高齢者に直接給付されるものであり、特に大都市部以外の地域では、年金の削減が地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況からの脱出への助力とはならないし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念される。 さらに、今準備されているデフレ下におけるマクロ経済のスライドの実施により、際限なき年金削減の流れに道を開くことにつながり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念される。 また、年金削減は、生鮮食料品、灯油やガソリンの値上がり、諸税・保険料の引き上げで、ただでさえ厳しい生活を余儀なくされている高齢者の暮らしに追い討ちをかけることは必至である。 よって、国において、年金 2.5%削減を中止することを強く求める。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。 記 １　年金の 2.5%削減を中止すること。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長 **【件　　　名】「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書** 地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。 また、わが国は、平成 25 年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第１約束期間における温室効果ガス排出削減義務６％のうち、3.8％を森林吸収量で確保）と同等以上の取組みを推進することとしている。 このような経緯も踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成 24 年 10 月に導入されたが、使途は、ＣＯ２排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針に止まっている。 もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。 しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。 これを再生させることと共に、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。 よって、下記事項の実現を強く求めるものである。 記 **自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。** 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 25 年９月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） **【件　　　名】地方税財源の充実確保を求める意見書** 地方財政は、社会保障関係費などの財源需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。 こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。 よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。 記 １　地方交付税の増額による一般財源総額の確保について (1)　地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など地方の財源需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。 (2)　特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。 (3)　財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。 (4)　依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。 (5)　地方公務員給与の引下げを前提として、平成 25 年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。 ２　地方税源の充実確保等について (1)　地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「５：５」とすること。 その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。 (2)　個人住民税は、その充実を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。 (3)　固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。 (4)　法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。 (5)　自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。 (6)　地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 25 年 10 月 28 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣 **【件　　　名】重要５品目の聖域すら守れないＴＰＰ交渉参加から撤退することを求める意見書** 日本政府は７月 23 日マレーシアで開催された第 18 回ＴＰＰ交渉に正式参加し、秘密保護に関する書簡を各国と交換した。これにより、交渉中の条文や各国の提案内容と関連文書、交渉でやりとりした情報については、関係国が同意しない限り守秘の対象となり、協定発効後４年間秘密扱いされることとなった。このことは安倍首相の「国民への情報提供については、今後とも公開できることは状況の進展に応じてしっかりと国民の皆さんに提供してまいります」との国会答弁や、2013 年４月衆参農林水産委員会の決議「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うように措置すること」など、国会答弁や衆参農林水産委員会の決議を担保できなくなっている。 そもそもＴＰＰは関税、非関税障壁の撤廃が大前提で、食料自給の確保や安全性、混合診療や医療への株式会社の参入、公共事業の地元企業優先の撤廃、不平等なＩＳＤ条項の締結等、国民生活に大きな影響があることは明らかであり、一部の多国籍企業だけが利益を得る条約である。第一産業を基幹産業とする岩手県及び軽米町の経済にも壊滅的な打撃を与え、過疎と高齢化に直面化しながらも産業振興計画推進などに取り組んでいる努力は打ち砕かれ、甚大な痛みを伴うことになることは明らかである。 よって、国におかれては、重要５品目の聖域すら守れないＴＰＰ交渉から直ちに撤退することを、強く要望するものである。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 25 年 10 月 28 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第 9 条の第一順位指定大臣(副総理)、内閣官房長官、 総務大臣、内閣府特命担当大臣(地方分権改革)、道州制担当 【件　　　名】道州制導入に断固反対する意見書 我々町村議会は、平成 20 年以来、町村議会議長会全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと」を決定し、本年 4 月 15 日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7 月 18 日には、「道州制は絶対に導入しない事。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。 しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第 183 回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっていることなど、我々の要望を無視するかの動きを見せている。 これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。 町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。 よって、我々軽米町議会は、道州制の導入に断固反対する。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。